

○睦沢町障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

平成22年2月19日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の地域生活移行を促進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する指定共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）を運営する者に対し、その運営に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付することについて、睦沢町補助金等交付規則（昭和56年睦沢町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、睦沢町が援護の実施者である障害者が入居しているグループホームとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の支給対象となる経費は、グループホームの運営に要する人件費、運営費等の経費とする。ただし、入居者が負担する食材料費、家賃、光熱水費等を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と前条に規定する対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、人員配置加算を受けている場合は当該金額を除いた額を補助基準額とする。

なお、補助基準額の適用に当たっては、月の初日の世話人配置、定員、障害支援区分によるものとする。

2 前項の補助金の交付額は、入居者が月の途中において入居又は退去した場合は日割計算によるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、町長が定める期日までに、交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第6条 補助事業の内容等を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承

認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により補助事業の内容の変更等について町長の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（交付の請求）

- 第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

- 第9条 規則第16条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（返還）

- 第10条 町長は、偽りその他の不正の手段により補助金の支給を受けた者があると認めたときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年12月7日告示第39号）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第13号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日告示第15号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の睦沢町障害者グループホーム運営費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月18日告示第31号）

この告示は、令和7年3月18日から施行する。

別表（第4条関係）

共同生活住居定員	障害支援区分	補助基準額（入居者1人当たり月額）		
		人員配置区分		
		6：1かつ人員配置体制加算（以下「加算」という。）において12：1の加配あり	6：1かつ加算において30：1の加配あり	6：1
4人以下	区分1、非該当	108,000円	94,000円	85,000円
	区分2	122,000	107,000	97,000
	区分3	127,000	112,000	102,000
	区分4	151,000	136,000	126,000
	区分5	188,000	172,000	162,000
	区分6	227,000	213,000	203,000
5人	区分1、非該当	93,000円	79,000円	70,000円
	区分2	107,000	92,000	82,000
	区分3	126,000	111,000	101,000
	区分4	146,000	131,000	121,000
	区分5	177,000	161,000	151,000
	区分6	216,000	201,000	191,000
6人	区分1、非該当	83,000円	69,000円	60,000円
	区分2	97,000	82,000	72,000
	区分3	119,000	104,000	94,000
	区分4	139,000	124,000	114,000
	区分5	170,000	154,000	144,000
	区分6	210,000	196,000	186,000

